

第1回「令和7年11月18日大分市佐賀関の大規模火災被災者 義援金」配分委員会審議結果（被災者義援金の第1次配分について）

1 配分原資

大分県、日本赤十字社大分県支部、大分県共同募金会に寄せられた義援金を配分原資とする。

2 義援金の受入状況

(1) 募集期間 11月20日（木）～令和8年3月31日（火）

(2) 受入額（令和7年12月11日現在） 146,502,569円

(内訳)	
大分県	113,869,360円
日本赤十字社大分県支部	11,146,738円
大分県共同募金会	21,486,471円

3 配分計画

(1) 配分対象・配分基準

①死者・全壊：②重傷者・半壊：③一部損壊=10：5：1となるよう設定

区分		配分額
人的被害 (1人あたり)	死者	150万円
	重傷者	75万円
住家被害 (1世帯あたり)	全壊	150万円
	半壊	75万円
	一部損壊	15万円

(2) 配分総額 1億4,250万円

(3) 配分方法

①県は、本配分委員会の決定を受け、大分市に配分計画を示し、すみやかに義援金を配分

②大分市は、本配分委員会で決定された配分計画に基づき、被災者に配分

(4) 今後の予定

2回目以降は、義援金の受け入れ状況等に応じ配分委員会を適宜開催し、追加配分を実施